

美唄市食育推進計画

(第2次・概要版)



平成27年10月

美 唄 市

本書は、「美唄市食育推進計画（第2次）」の主要項目、食育推進体系、食育推進のための4つの目標の施策及び目標値を抜粋し「概要版」としてまとめたものです。

◇ 計画の趣旨

食は生命の源であり、日々の生活に欠かすことができないものです。

様々な経験を通じて豊かな人間性をはぐくみ、食に関する知識と食を選択する能力を習得し、生きる力を身に付ける「食育」を推進するため、平成17年に「食育基本法」が制定され、さらに食育の実践、推進を図るため、都道府県や市町村においても食育推進計画の策定に努めることとなりました。

美唄市においても法の趣旨を受け、全市をあげて食育の推進を図るため、市民みんなで取り組む「美唄市食育推進計画」を平成22年6月に策定しました。

その後、国は、「第2次食育推進基本計画」を平成23年に策定、北海道も「北海道食育推進計画（第3次）『どさんこ食育推進プラン』」を平成26年に策定しました。

こうした状況のもと、国民の食育に対する関心が高まり、各地で食育推進の取り組みが行われていますが、食に対する意識と生活実態が一致していない、食を巡るトラブルや問題が依然として続いているなどの課題もあり、これまで以上に私達自身が食について見る目や判断する力をしっかり身に付けていくことが必要であり、食育に対してより一層関心を持つとともに、様々な場面において実践を促進していくことが大切です。

美唄市においても食育の意義、大切さを改めて考え、関係団体やグループ、市民との連携を強め、効果的な食育の取り組みを推進するため、「美唄市食育推進計画（第2次）」を策定するものです。

◇ 食育の定義

「食育とは、様々な体験や学習などから「食」に関心を持ち、「食」を選択する力を身につけ、心身ともに健康な食生活を実践できる人を育てること」です。

◇ 計画の位置づけ

この計画は、本市の地域資源を活かした食育推進の基本的な考え方を示すとともに、市民みんなで取り組むための指針となるもので、食育基本法第18条に規定する「市町村食育推進計画」に位置づけられます。

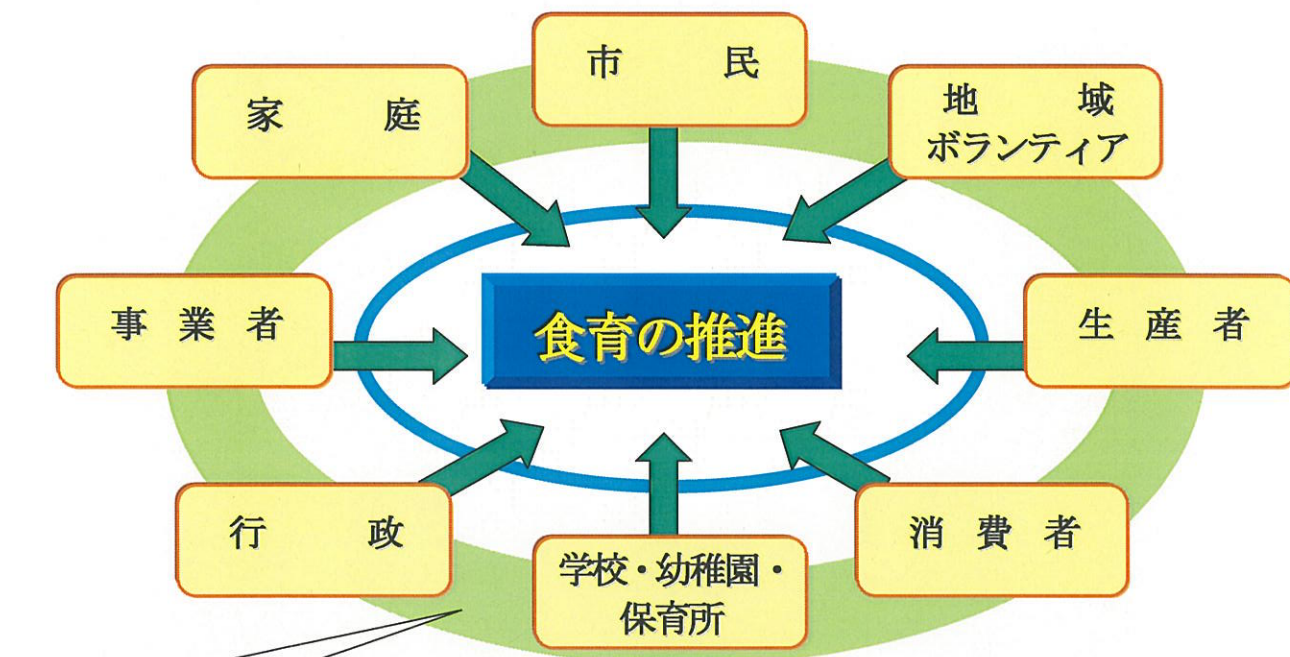
◇ 計画の期間

この計画の期間は、平成27年度から平成32年度までの6年間とします。

◇ 計画の推進体制

美唄市は、豊かな農村資源に恵まれ、日本の食料の生産・供給を担うという特性と役割を持っています。美唄らしい食育の取り組みを積極的に進めていくため、市民、地域、ボランティア、家庭、学校、生産者、消費者、事業者、団体などと行政が連携し、市民の皆さんの参加、実践のもと、様々な場面で「食育」を推進していくことが求められています。

このため、市民有志によって設立された「びばい食育ネットワーク」などの食育に関わる組織・団体、市民、各家庭や個人が相互に結びつき、市民が食に対して一層の関心を持ち、食育を意識した生活を実践し、誰もが将来にわたって健康で豊かに暮らしていくことができるよう食育を市民運動として推進していきます。



びばい食育ネットワークなどの活動による連携の輪が生まれています。



◇ 美唄市の食育推進体系

主 な 現 状

生活様式の多様化や社会・経済情勢の変化などにより、食の大切さへの理解が失われつつあるとともに、家族で一緒に食事をする機会が少なくなり、外食や加工食品、中食が身近な存在となっています。このため栄養バランスを崩した食習慣や欠食、過度なやせ志向、肥満などの増加が懸念されています。

また、家庭の味や伝統料理、行事食などの食文化の継承が危ぶまれています。

その一方で食べ残しや廃棄も発生しています。

現在は、食生活の乱れから不規則な食生活になりがちで、心身ともに健康で豊かな人間性を育むことの阻害が懸念されています。

食は生きるための基本であり、食の大切さを考えない生活は、生活習慣病の増加など健康に悪影響を及ぼす原因にもなります。

市内には、四季折々の自然の恵みに育まれ豊かな大地で育った新鮮で美味しい農産物やそれらを販売する直売施設などが複数あります。

普段私たちの生活の中で普通に食べている食材の中には、依然として産地・原材料の表示が適切ではない、適用以外の農薬検出など、不安を抱くようなものが含まれていることがあります。

主 な 課 題

家族や友人と一緒に楽しく食事することは、食への関心を高め、食の大切さや食事のマナーを学ぶ大切な場でもあるため、できるだけ皆で食べるよう心がける必要があります。

また、心身ともに健康を維持するためには、不規則な食生活を改めるとともに、外食や中食は、栄養バランスを考え、上手に利用することが大切です。

そして、家庭の味や地域の伝統料理、行事食などを次の世代に伝え残していくことも大切です。

望ましい食習慣を身につけ、心身ともに健康で健やかに暮らしていくために、農業体験や調理体験などを通し、食の大切さを学ぶことが必要です。

また、体験を通し、生産者などとふれあう中で、感謝の心を育て豊かな人間性を培うことも大切です。

生産者と消費者の顔が見える関係は、食の安全・安心の意識を高めることにつながることから、生産者と消費者との交流をさらに活発にし、食に対する関心を高めていくことが必要です。

また、地域における地産地消の推進や地元で採れた新鮮で美味しい農産物を学校給食などに取り入れていく機会を増やすことが大切です。

安心して食べるためには、食の安全に関心を持ち、自ら食の選択をすることが大切です。また、生産者と消費者の顔が見える地域の農産物などを積極的に取り入れていくことが大切です。

市民みんなで取り組もう

課題解決手段

食育の定義

食育とは、様々な体験や学習などから「食」に関心を持ち、「食」を選択する力を身につけ、心身ともに健康な食生活を実践できる人を育てることです。

食育の基本目標

「食」は生きるための基本であり、「食」を通して人を育てるとともに、「食」に興味を持ち、健全な食生活を身につけていきます。

美咲市食育推進計画

《 目 標 》

I 食と健康を考えよう！

現在は、ライフスタイルの多様化などにより、食生活は昔と比べると大きく変化し、食の大切さの理解が失われつつあります。人がいきいきと健康で暮らしていくためには、食に対する正しい理解と健全な食生活を取り戻すことが必要です。

II 食の体験から感謝の心を育てよう！

食の知識だけでなく、食に対する様々な体験を通じた学習が大切であり、「見て」「さわって」「味わう」ことが大切です。そこから生産者の苦労を理解し、食べ物に対する自然の恵みに感謝する心を育むことにつながります。

III 食の恵みで人と人をつなげよう！

地元でとれた新鮮で旬の農産物を、美味しいままに消費者に届け、できるだけ多く学校給食に使用したい。
また、それらを活用した加工品も加え、元気でいきいきとした人と人との交流を図り、地域の活性化につなげていきたい。

IV 食の安全・安心の種をまこう！

「種をまく」というのは、食の安全に向けた様々な取り組みの種をまいて、育てていこうという意味です。この取り組みは、各団体などの食を通じた人づくりやネットワークづくりにも関係してくるものです。

《取り組み方向》

- (1) 1日3食の食事のリズムをもつ。
- (2) 家族や仲間と楽しい食事をする。
- (3) 食べ残しや好き嫌いをなくし、栄養バランスの良い食事をする。
- (4) 家庭やふるさとの料理の味を受け継いでいく。

- (1) 農業体験などから食のできる過程を学ぶ。
- (2) 調理体験などから食の大切さを学ぶ。
- (3) 生産者や食育活動に携わる人の知恵と知識を活かすなど、食に対する関心を高める。

- (1) 地元でとれた新鮮で美味しい農産物や加工品などを食べる。
- (2) 四季折々の食の恵みで、交流の輪を広げる。

- (1) 食の安全に関心をもつ。
- (2) 安全な食べ物を見分ける目をみがいていく。
- (3) 安全・安心な食材を消費者に届けていく。

《 施 策 》

- ①生活リズムの向上
- ②学校などにおける指導内容の充実
- ①家庭における食育の推進
- ②学校などにおける食育の推進
- ③高齢者における食育の推進

- ①妊産婦や乳幼児とその保護者に対する栄養指導の推進
- ②子どもへの栄養・健康指導の推進
- ③高齢者への栄養・健康指導の推進
- ④食事バランスガイド等の活用

- ①家庭料理や郷土料理等の伝承

- ①農業体験の推進

- ①調理体験の推進

- ①ボランティアや事業者などの専門的知識を有する人材を活かす。
- ②食への関心を高める施策の推進

- ①地産地消の推進
- ②地元でとれた新鮮な農畜産物の学校給食等での導入促進

- ①交流やイベントの促進
- ②各種団体等の連携の強化

- ①食品の安全性等に対する啓発

- ①食品の安全性等に対する意識高揚

- ①顔の見える安全な農畜産物の販売等促進

◇ 食育推進のための4つの目標

* 以下の「内容」の中で（ ）書きで記載された番号は、同じ内容が他の施策でも取り組まれていることを示し、その区分を表しています。また、「事業主体」欄にある「国」は国が実施するもの、「道」は北海道が実施するもの、「市」は美唄市が実施するもの、「民」は民間（各団体や事業者等）が実施するものを表しています。

I 食と健康を考えよう！

(1) 1日3食の食事のリズムをもつ。

施 策	内 容	事業主体
①生活リズムの向上	○ライフステージごとの栄養・食生活と関連した健康問題への取り組み（食事バランスガイド等の活用）（Ⅰ（3）④）	国・道 市・民
②学校などにおける指導内容の充実	○栄養教諭による食に関する指導の推進（Ⅰ（2）②（3）②、Ⅱ（3）①）	道・市

(2) 家族や仲間と楽しい食事をする。

施 策	内 容	事業主体
①家庭における食育の推進	○保育所、幼稚園児童とその保護者を対象とした調理実習 ○妊婦と家族への健康教育・栄養相談やペア教室での調理実習など ○子育て中の親子を対象に、遊びの中で食育カルタや紙芝居を行い、食について考える。 ○各種講習会の開催（Ⅱ（3）②、Ⅲ（1）①）	市 市 市 市
②学校などにおける食育の推進	○栄養教諭による食に関する指導の推進（Ⅰ（1）②（3）②、Ⅱ（3）①） ○バイキング給食の実施（Ⅰ（3）②） ○幼稚園の園庭菜園での野菜づくりや収穫体験、野菜の生育観察、食事のしつけ（Ⅰ（3）②、Ⅱ（1）①（2）①） ○保育所での誕生会（保護者も参加し、量や味付け、食べ方などを学ぶ）（Ⅰ（3）②）	道・市 市 市・民 市
③高齢者における食育の推進	○高齢者同士による相互支援活動としての独居の高齢者を対象とした昼食会の開催（Ⅰ（4）①） ○閉じこもりがちな高齢者を対象とした交流会の開催（Ⅰ（3）③）	市・民 市・民

(3) 食べ残しや好き嫌いをなくし、栄養バランスの良い食事をする。

施 策	内 容	事業主体
①妊産婦や乳幼児とその保護者に対する栄養指導の推進	○離乳食に関する集団講話や個別栄養相談など ○離乳食の調理実習と集団講話・個別栄養相談、親子での試食と地域の方との交流など ○親子でのクッキングや収穫体験、世代間交流など	市 市 市
②子どもへの栄養・健康指導の推進	○栄養教諭による食に関する指導の推進（Ⅰ（1）②（2）②、Ⅱ（3）①） ○バイキング給食の実施（Ⅰ（2）②） ○幼稚園の園庭菜園での野菜づくりや収穫体験、野菜の生育観察、食事のしつけ（Ⅰ（2）②、Ⅱ（1）①（2）①） ○小学校農業体験学習における米や野菜の作付・収穫体験 ○給食の献立を表示し、食事内容などの周知 ○保育所での誕生会（保護者も参加し、量や味付け、食べ方などを学ぶ）（Ⅰ（2）②）	道・市 市 市・民 市・民 市 市
③高齢者への栄養・健康指導の推進	○閉じこもりがちな高齢者を対象とした交流会の開催（Ⅰ（2）③）	市・民
④食事バランスガイド等の活用	○ライフステージごとの栄養・食生活と関連した健康問題への取り組み（食事バランスガイド等の活用）（Ⅰ（1）①）	国・道 市・民

(4) 家庭やふるさとの料理の味を受け継いでいく。

施 策	内 容	事業主体
①家庭料理や郷土料理等の伝承	○きなこ挽きや餅つき体験など ○ホームページを活用した郷土料理などの情報発信 ○高齢者同士による相互支援活動としての独居の高齢者を対象とした昼食会の開催（Ⅰ(2)③） ○給食における郷土料理や四季の行事食、旬の食材の利用提携 ○旬の料理教室、利用者への四季の行事食提供、食文化の伝承 ○とりめしなどの郷土料理や地場産品を使った料理メニューの提供	市・民 市 市・民 市 民 民

Ⅱ 食の体験から感謝の心を育てよう！

(1) 農業体験などから食のできる過程を学ぶ。

施 策	内 容	事業主体
①農業体験の推進	○グリーン・ツーリズムによる農業体験（修学旅行生受入れ） ○児童生徒が総合学習で農業について学ぶ機会を設ける。 ○子育て支援センター（はみんぐ）の前庭に、地域高齢者ボランティア指導のもと、ジャガイモとミニトマトの作付、収穫（Ⅱ(3)①） ○保育所における農業体験の実施（野菜を育て収穫して食べる）（Ⅱ(2)①） ○幼稚園の園庭菜園での野菜づくりや収穫体験、野菜の生育観察、食事のしつけ（Ⅰ(2)②(3)②、Ⅱ(2)①） ○稲作体験塾などの農業体験の実施	市・民 市・民 市・民 市 市・民 民

(2) 調理体験などから食の大切さを学ぶ。

施 策	内 容	事業主体
①調理体験の推進	○放課後児童施設利用児童による調理実習 ○高校生や大学生による調理実習 ○小学校農業体験学習「収穫祭」における調理体験 ○保育所における農業体験の実施（野菜を育て収穫して食べる）（Ⅱ(1)①） ○幼稚園の園庭菜園での野菜づくりや収穫体験、野菜の生育観察、食事のしつけ（Ⅰ(2)②(3)②、Ⅱ(1)①） ○地場農産物等を使用した料理講習会等の開催（Ⅱ(3)①(3)②、Ⅲ(1)①、Ⅳ(1)①(2)①） ○保育所、幼稚園、高校などでの食育の普及活動や収穫・調理体験（Ⅱ(3)①） ○施設への調理員派遣による奉仕活動（Ⅱ(3)①） ○稲作体験塾による調理実習	市 市 市・民 市 市・民 民 民 民 民

(3) 生産者や食育活動に携わる人の知恵と知識を活かすなど、食に対する関心を高める。

施 策	内 容	事業主体
①ボランティアや事業者などの専門的知識を有する人材を活かす	○子育て支援センター（はみんぐ）の前庭に、地域高齢者ボランティア指導のもと、ジャガイモとミニトマトの作付、収穫（Ⅱ(1)①） ○栄養教諭による食に関する指導の推進（Ⅰ(1)②(2)②(3)②） ○小学校農業体験学習における地域人材の活用（Ⅱ(3)②） ○地場農産物等を使用した料理講習会等の開催（Ⅱ(2)①(3)②、Ⅲ(1)①、Ⅳ(1)①(2)①） ○保育所、幼稚園、高校などでの食育の普及活動、調理体験（Ⅱ(2)①） ○施設への調理員派遣による奉仕活動（Ⅱ(2)①）	市・民 道・市 市・民 民 民 民
②食への関心を高める施策の推進	○小学校農業体験学習における農産物の育成・栽培体験 ○各種講習会の開催（Ⅰ(2)①、Ⅲ(1)①） ○小学校農業体験学習における地域人材の活用（Ⅱ(3)①） ○地場の素材を活用した手作りおやつ教室 ○調理新聞や支部だよりの発刊による食育の普及活動（Ⅳ(1)①(2)①） ○地場農産物等を使用した料理講習会等の開催（Ⅱ(2)①(3)①、Ⅲ(1)①、Ⅳ(1)①(2)①）	市・民 市 市・民 市 民 民



Ⅲ 食の恵みで人と人をつなげよう！

(1) 地元でとれた新鮮でおいしい農産物や加工品などを食べる。

施 策	内 容	事業主体
①地産地消の推進	○地元産農産物を原料に作られた商品の普及と定着 ○農商工の関係者が連携した地元農産物を利用した加工商品づくりの推進と支援 ○米粉（パン・麺・菓子等）の普及啓発・利用促進（Ⅲ(1)②） ○小学校農業体験学習を通じた地場産品への理解 ○各種講習会の開催（Ⅰ(2)①、Ⅱ(3)②） ○学校給食における地場産品の積極的活用 ○美唄産米のおにぎりの販売 ○ハスカップジャムの加工体験、試食 ○栄養管理業務として、地場産の食材を使用し、栽培履歴、検査証等の提出で情報を記録（Ⅳ(1)①(2)①） ○地場農産物等を使用した料理講習会等の開催（Ⅱ(2)①(3)①(3)②、Ⅳ(1)①(2)①） ○農産物の直売（Ⅲ(2)①、Ⅳ(2)①(3)①）	市 市・民 市・民 市・民 市 市 民 民 民
②地元でとれた新鮮な農畜産物の学校給食等での導入促進	○米飯給食や地産地消の推進（Ⅳ(1)①） ○米粉（パン・麺・菓子等）の普及啓発・利用促進（Ⅲ(1)①） ○保育所における減農薬米の使用（Ⅳ(1)①） ○小学校農業体験学習「収穫祭」での生産品の活用 ○小学校農業体験学習「シンポジウム」における体験学習の交流 ○施設における地場産農産物の利用	市 市・民 市 市・民 市・民 民

(2) 四季折々の食の恵みで、交流の輪を広げる。

施 策	内 容	事業主体
①交流やイベントの促進	○地場産品の試食などによる地域の食文化の継承。きなこづくりなどの体験活動 ○食のフリーマーケットの開催やハスカップによる取り組み、ホームページを活用した情報発信 ○小学校農業体験学習「収穫祭」による地域や関係機関との交流 ○生産者と消費者との交流会 ○農産物の直売（Ⅲ(1)①、Ⅳ(2)①(3)①） ○J A祭などのイベントの開催（Ⅳ(1)①(3)①）	市・民 市・民 市・民 民 民 民
②各種団体等の連携の強化	○空知食育推進ネットワークとの情報交換やイベント連携 ○食育に関わるネットワーク活動の推進とさらなる連携の促進	道・市 市・民

Ⅳ 食の安全・安心の種をまこう！

(1) 食の安全に関心をもつ。

施 策	内 容	事業主体
①食品の安全性等に対する啓発	○米飯給食や地産地消の推進（Ⅲ(1)②） ○保育所における減農薬米の使用（Ⅲ(1)②） ○学校給食における安全・安心な食材の使用、無低農薬野菜の利用・周知 ○地場農産物等を使用した料理講習会等の開催（Ⅱ(2)①(3)①(3)②、Ⅲ(1)①、Ⅳ(2)①） ○栄養管理業務として、地場産の食材を使用し、栽培履歴、検査証等の提出で情報を記録（Ⅲ(1)①、Ⅳ(2)①） ○調理新聞や支部だよりの発刊による食育の普及活動（Ⅱ(3)②、Ⅳ(2)①） ○J A祭などのイベントの開催（Ⅲ(2)①、Ⅳ(3)①）	市 市 市 市 民 民 民

(2) 安全な食べ物を見分ける目をみがいていく。

施 策	内 容	事業主体
①食品の安全性などに対する意識高揚	○小学校農業体験学習を通じた低農薬栽培の実習 ○地場農産物等を使用した料理講習会等の開催（Ⅱ(2)①(3)①(3)②、Ⅲ(1)①、Ⅳ(1)①） ○栄養管理業務として、地場産の食材を使用し、栽培履歴、検査証等の提出で情報を記録（Ⅲ(1)①、Ⅳ(1)①） ○調理新聞や支部だよりの発刊による食育の普及活動（Ⅱ(3)②、Ⅳ(1)①） ○農産物の直売（Ⅲ(1)①(2)①、Ⅳ(3)①）	市・民 民 民 民 民

(3) 安全・安心な食材を消費者に届けていく。

施 策	内 容	事業主体
①顔の見える安全な農畜産物の販売等促進	○YES!clean 農産物のPR ○農産物の直売 (Ⅲ(1)①(2)①、Ⅳ(2)①) ○JA祭などのイベントの開催 (Ⅲ(2)①、Ⅳ(1)①) ○施設における安全な農畜産物の提供	市民 民 民

◇ 目標値

美唄市の食育を推進していく上で、進捗状況や達成状況を把握していくため、第2次計画における主な指標を次のとおり設定します。 (H25年度：現状値、H32年度：目標値)

◇食育について関心がある人の割合

(市民アンケート調査)

平成25年度 100%

平成32年度 100%

◇ふれあいファーム登録数 (農政課調べ)

平成25年度 15団体

平成32年度 18団体以上

◇作物の栽培・収穫・調理・食べることを一貫的に取り組んでいる小学校の割合 (学務課調べ)

平成25年度 小学校100%

平成32年度 小学校100%

◇美唄産農産物を食べる人の割合

(市民アンケート調査)

平成25年度 95%

平成32年度 100%

◇北のクリーン農産物表示制度

(YES!clean 表示農産物) 登録集団数
(農政課調べ)

平成25年度 13団体

平成32年度 15団体以上

◇作物の栽培・収穫・調理又はお手伝い・食べることを一貫的に取り組んでいる市立幼稚園・市立保育所の割合

(学務課・子ども未来課調べ)

平成25年度 幼稚園100%

保育所100%

平成32年度 幼稚園100%

保育所100%

※ 保育所はへき地保育所を含みます。

◇学校給食における美唄産農産物 (生鮮野菜) の使用割合 (重量)

(学校給食センター調べ)

平成25年度 28%

平成32年度 30%以上

◇エコファーマー農家の割合 (販売農家数に対する割合) (農政課調べ)

平成25年度 31.3%

平成32年度 35.0%以上

